

八幡平市体育協会指定管理施設の利用料減免基準

令和 5 年 4 月 1 日 適用

減額免除の対象	減免する額
<p>1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）又は所得税諸控除のための障害の状態に関する証明書、診断書等の書類を有し、これらの者と同等の障害があると認められる者（以下「身体障害者等」という。）が利用するとき。</p> <p>2 半数以上が身体障害者等で構成される団体が利用するとき。</p> <p>3 身体障害者等の介助を行う者（以下「介助者」という。）が利用するとき。この場合における介助者の数は、当該身体障害者等の介助に必要な数とする。</p>	
<p>4 八幡平市（以下「市」という。）、八幡平市教育委員会（以下「市教委」という。）、八幡平市立コミュニティセンターが主催又は共催する事業。ただし、名義使用のみの事業を除く。</p> <p>5 市小中学校体育連盟が主催又は共催する事業で、次に掲げる全ての事項に該当するとき。</p> <p>(1) 指導者が常時指導していること。</p> <p>(2) 主催又は共催について、市教委の承認を得ていること。</p> <p>6 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定される市内の学校が学習指導要領で定める教育課程内の活動又は課外活動で、次に掲げる全ての事項に該当するとき。ただし、小中学生の活動にあつては、「八幡平市における部活動の在り方に関する方針」に示される適切な休養日等の設定を遵守した活動であること。</p> <p>(1) 指導者が常時指導していること。</p> <p>(2) 学校長が承認していること。</p> <p>(3) 使用時間が、平日は 9 時～19 時、八幡平市の休日を定める条例（平成 17 年八幡平市条例第 2 号。以下「条例」という。）に規定する休日の場合は 9 時～13 時であること。</p> <p>7 市内のスポーツ少年団又は父母会等が主催する活動で、次に掲げる全ての事項に該当するとき。ただし、小中学生の活動にあつては、「八幡平市における部活動の在り方に関する方針」に示される適切な休養日等の設定を遵守した活動であること。</p> <p>(1) 指導者が常時指導していること。</p> <p>(2) 使用時間が、平日は 9 時～19 時、条例に規定する休日の場合は 9 時～13 時であること。</p>	<p>全 額 （設備使用料を含む。但し、暖房設備使用料は除く。）</p>
<p>8 6 又は 7 に該当する活動で、6 (3) 又は 7 (2) 以外の時間に使用するとき。</p> <p>9 一般社団法人八幡平市体育協会加盟団体及び八幡平市スポーツ少年団本部登録団体又は市内の小中学校、高等学校父母会が主催して行う事業（教室、大会等）であるとき。</p> <p>10 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定される市内の社会教育関係団体が主催する事業で、同法第 2 条に規定される組織的な教育活動であるとき。</p> <p>11 市内の地域振興協議会、自治会等が主催する事業で、次に掲げる全ての事項に該当するとき。</p> <p>(1) 地域振興協議会長、自治会長等名で施設使用許可申請がなされていること。</p> <p>(2) 地域振興に寄与する事業と認められ、かつ、市民への福祉及び健康増進等の啓蒙を目的としていること。</p>	<p>半 額 （設備使用料を除く。）</p>
<p>12 国、県、県内の市町村、県内のスポーツ団体又は岩手地区内の小中学校体育連盟が主催する事業で、共催又は後援について、市又は市教委の承認を得ているとき。</p>	

注 1 減免する額とは、設備使用料以外の使用料をいい、設備使用料とは照明、暖房、冷暖房設備使用料をいう。

注 2 上記にかかわらず、営利営業を行う場合及び入場料を徴収する場合は、免除しない。